

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 指定管理者の名称

名 称 社会福祉法人救世軍社会事業団

代表者 理事長 石川 一由紀

所在地 東京都千代田区神田神保町 2 丁目 17 番地

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 札幌市しせいかん保育園

所在地 札幌市中央区南 3 条西 7 丁目

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

(1) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務

(2) 条例第 6 条第 1 項に規定する特定教育・保育、特別利用保育、時間外保育、一時預かり及び夜間保育の実施に関する業務

(3) 前各号に掲げる業務に付随する業務